

令和2年 4月10日

保 護 者 様

あま市長 村 上 浩 司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する市内保育施設等の対応について
(登園自粛等のお願い)

日頃は、本市の児童福祉行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて本日、愛知県が発令した緊急事態宣言を受けて、園児とご家族の生命、健康を最優先とし、市内保育施設等への登園につきましてははやむを得ない場合を除いて自粛を要請いたします。保護者の皆さまには、保育施設がその性質上「密閉・密集・密接」となりやすい場であることをご理解賜り、極力ご家庭等での保育にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 登園自粛の要請期間

令和2年4月13日(月)から5月10日(日)まで

※自粛要請を延期する場合は、あらためて連絡いたします。

2. 保育料・副食材料費の減免について

【0～2歳児クラス】保育料の減免について

市内在住の方で、保育施設に在園する0～2歳児(支給認定3号認定子ども)については、登園自粛を要請する期間中に登園を控えた場合(欠席した場合)、保育料の減免(日割計算)を1日単位で適用します。

【3～5歳児クラス】副食材料費の取扱いについて

認可保育施設等に在園中の3～5歳児(支給認定1号・2号認定子ども)の副食材料費についても、上記の保育料と同様に日割計算をいたします。

【減免方法】保育料・副食材料費については、一度全額お支払いいただき、後日、申請をしていただいで減額分を還付(返金)する予定をしております。

【提出書類】減免申請書(提出については後日ご案内します。)

※登園を自粛した日とは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために自主的に登園しなかった日で、登園予定ではなかった日は含みません。土曜日については、これまでの登園実績や認可保育施設等への利用の届出状況によります。

3. 園児等の健康状態の確認等について

園児につきましては、引き続き毎日の検温や風邪の症状の有無など、在籍されている園からご案内の通り園児の健康状態を確認していただきますようお願いいたします。

なお、園児又は保護者が感染又は濃厚接触者となった場合等は、在籍される保育施設等及び下記連絡先へ速やかにご連絡くださいますよう、今後とも感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

(連絡先 あま市福祉部子育て支援課 052-444-3173)